

ID: 305

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	長門市金子みすゞ記念館条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第168号		
<p><b>【根拠条文】</b> (入館の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認める者 (2) 展示物その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者 (3) 記念館の管理上必要な指示又は指導に従わない者 (4) その他管理上支障があると認められる者</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日